

報告制度の導入と地域医療ビジョン策定までの流れ (とりまとめにおける整理)

1. 医療機能及び病床機能を報告する仕組みの導入

- 各医療機関（診療所を含む。）が、病床において担っている医療機能を自主的に選択し、その医療機能について、都道府県に報告する仕組みを設ける（医療機能情報提供制度の活用検討）
※ 報告は、病棟単位を基本
- 各医療機関は、急性期、亜急性期、回復期その他主として担っている医療機能の内容を報告。
- 報告する医療機能毎に、提供している医療の機能や特性、人的な体制、構造設備などの病床機能についても併せて報告。

報告を求める各医療機能の考え方や具体的な内容については、医療提供者や利用者の意見も踏まえながら、医療部会の下に設ける検討の場において、別途検討を進める。

- 各医療機関は、定期的に、都道府県に報告するとともに、報告した事項について、当該医療機関において閲覧に供するなど患者や住民にわかりやすく提供。
- 都道府県は、各医療機関からの報告の内容を、患者、住民にわかりやすい形で公表。

今回の検討会の設置

2. 医療機能の情報把握

- 都道府県は報告の仕組みを通じて地域の各医療機関が担っている医療機能の現状を把握。

3. 地域医療ビジョンの策定(次々回の医療計画)

- （医療機能の）現状や高齢化の進展を含む地域の将来的な医療ニーズの見通しを踏まえながら、医療提供者等の主体的な関与の下で、新たに医療計画において、今後のその地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療のビジョンを地域ごとに策定。

- ※ 国において、予め、都道府県に報告された医療機能に係る情報を分析し、地域において均衡のとれた医療機能を適切に推進するための地域医療のビジョンに関するガイドラインの作成等を医療提供者や利用者の意見も踏まえ、検討。その際、医療資源の限られた地域等について、地域の実情に応じた配慮も併せて検討。

今後検討会を設置して、検討

- ※ 上記のビジョンの策定については、医療機関からの情報を踏まえ行うものであることや都道府県の準備期間を考慮し、次々回の医療計画の策定の中で検討。

4. その他

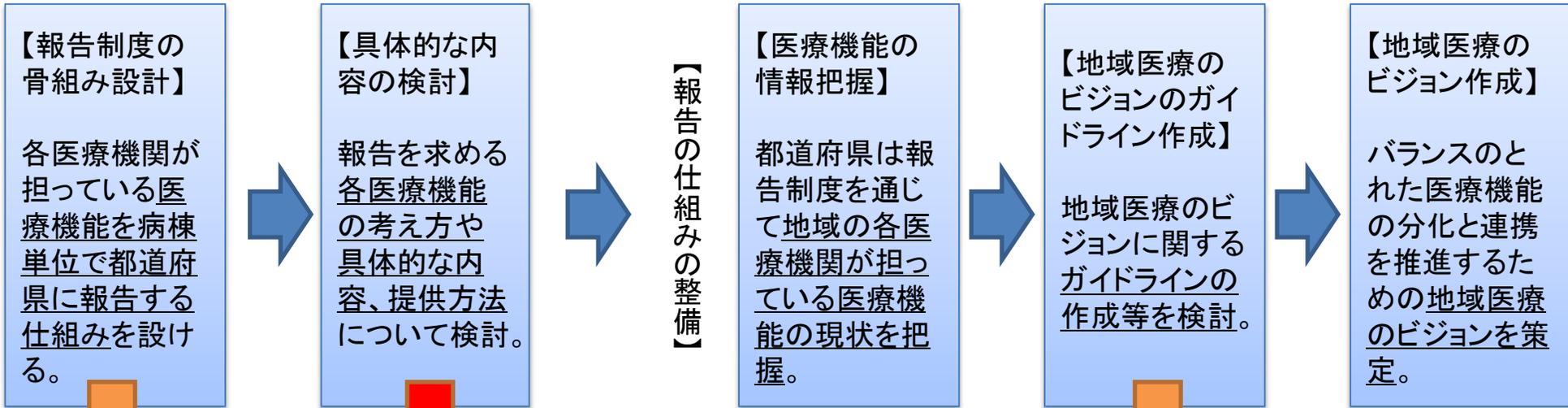
- 機能分化を推進するに当たっての基本的考え方や、国や都道府県、医療機関、患者・住民等の役割について、医療法に位置づける。

報告制度の導入と地域医療ビジョン策定までの流れ (とりまとめにおける整理)

スケジュール



制度の流れ



検討会等

